

外国出願に要する費用の助成を受けたい!

外国出願補助金 (中小企業等外国出願支援事業)

1 支援の概要

海外市場での販路開拓や円滑な営業展開、また模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要です。

特許庁では、外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、都道府県中小企業支援センター等及び日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて、**外国出願に要する費用の1/2を助成します。**

助成対象となる経費

① 外国特許庁への出願手数料

- 特許・実用新案……各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用
 - 商標……各国への直接出願費用、マドプロ出願費用
 - 意匠……各国への直接出願費用、ハーグ出願費用
- ※日本国特許庁に支払う費用、国内外消費税等については助成対象外になります。

② ①に要する国内代理人・現地代理人費用

③ ①に要する翻訳費用

2 支援の対象・要件

- 中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)
- 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等も対象。
- 以下①～④を満たすこと。

① 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件。

※商標については優先権がない案件可。

※ダイレクトPCT出願、ハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むこと。

② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと

③ 外国で権利が成立した場合等に、「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願(※1)対策の意思を有している」こと

④ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

※1 悪意の第三者による先取り出願のこと

※採択された場合は、企業名・所在地等について原則公表いたします。

※採択された場合は、事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)を行います。

3 補助率・上限額

補助率 1/2

上限額 1企業あたり:300万円

1案件あたり:特許 150万円

実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円

冒認対策商標(※) 30万円

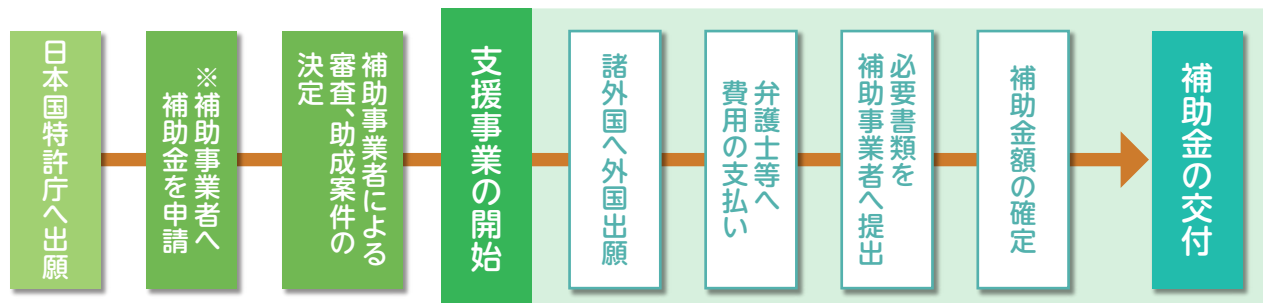
※冒認出願の対策を目的とした商標出願

4 公募の時期

ジェトロ及び全国50地域の都道府県中小企業支援センター等(補助事業者)において、応募を受け付けます。公募の時期は、例年5～7月に実施する機関が多くなっております。具体的な時期等の詳細は、各実施機関にお問合せください。(裏面をご照会ください。)



5 支援の流れ



※補助事業者= 都道府県中小企業支援センター等（地域実施機関）及びジエトロ（全国実施機関） ● 支援決定後に発生した費用を助成。

お問い合わせ先

【全国実施機関】※全国の事業者から申請を受理します。

（独）日本貿易振興機構（ジエトロ）知的財産課 外国出願デスク
 TEL: 03-3582-5642 E-mail: SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

【地域実施機関】※域内に本社、支社、事業所等がある事業者から申請を受理します。

全国48地域の都道府県中小企業支援センター等（裏面をご参照ください。）

【制度全般について】特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班 TEL: 03-3581-1101(内線2145)
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm



なぜ外国出願をする必要があるの？

海外展開を計画しているけれど、日本で特許や商標を取得したから、その製品を海外に輸出して販売しても問題ないよね？



いいえ、輸出を差し止められたり、現地企業から権利侵害で高額の損害賠償を求められる可能性があります！

**日本で取得した権利の効力は、
外国には及びません。**

特許や商標等の知的財産権は各国の法律に基づいて付与され、その効力は権利を取得した国に限定されます。そのため、権利を取得していない国で、自社の技術やブランド名を他者に無断で使用されたとしても、その国では権利侵害を申し立てることができません。また、権利を先取りした第三者から権利侵害の指摘を受けるリスクもあります。したがって、海外で安定的に事業を実施するためには、それぞれの国で権利を取得する必要があります。